

○東成瀬村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第36号

令和6年4月1日

告示第47号

(趣旨)

第1条 地域における少子化対策の強化を図るため、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に村内で新たに住宅を購入又は賃借する際に要した費用のうち、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第3号の住宅扶助その他の公的制度による補助を受けている場合にあってはその全額を、勤務先から住居手当が支給されている場合にあっては住居手当の額を除くものとする。
- (3) 住宅のリフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の費用をいう。ただし、倉庫、車庫並びに外構の工事に係る費用及びエアコン、洗濯機等の家庭用電気製品の購入並びに設置に係る費用を除くものとする。
- (4) 引越し費用 婚姻を機とした村内への引越しに際し、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 申請日において、夫婦の双方又は一方が、住居費、住宅のリフォーム費用又は引越費用（以下「住居費等」という。）に係る住宅の所在地を住所として村の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 新婚世帯の所得（所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は、

所得金額を証明する書類をもとに算出した世帯の所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

- (3) 婚姻日における年齢が夫婦の双方とも満39歳以下であること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 申請時において夫婦の双方とも村税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前年度受給世帯のうち、交付を受けた補助金の額がその上限に満たなかった世帯については、交付決定を受けた年度の翌年度に限り補助対象世帯とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象期間において補助対象世帯が支払った住居費等とする。

2 前項の場合において、結婚日より前に要した住宅の購入費及び住宅のリフォーム費用にあっては、結婚日から起算して1年以内に婚姻を機として要した経費とする。
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の10以内の額とし、婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の場合にあっては60万円を、それ以外の場合にあっては30万円を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する前年度受給世帯へ交付する補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の10以内の額とし、前年度における補助金の上限から前年度に交付を受けた額を差し引いた額を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東成瀬村結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書
- (2) 夫婦の双方の直近の年の所得証明書（所得がない場合は、所得がないことを証明する書類）
- (3) 夫婦の双方又は一方の村内の住所が記載されている住民票
- (4) 住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の売買契約書及び領収書の写し

- (5) 住宅を賃借している場合にあっては、当該住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し
- (6) 住宅をリフォームした場合にあっては、当該住宅のリフォームに関する工事請負契約書又は請書の写し及び領収書等の写し
- (7) 新婚世帯に被雇用者である者がいる場合にあっては、住居手当支給証明書(様式第2号)
- (8) 引越費用の場合は、当該引越しに係る領収書の写し
- (9) 住居費に係る公的制度による補助を受けている場合にあっては、補助額が分かる書類の写し
- (10) 新婚世帯に貸与型奨学金の返還を行っている者がいる場合にあっては、当該奨学金の年間返済額が分かる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

- 2 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、東成瀬村結婚新生活支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに東成瀬村結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更をすることが適當と認めるときは、東成瀬村結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。
(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、第6条第2号又は前条第2項の規定による通知を受けた場合は、速やかに東成瀬村結婚新生活支援事業費補助金交付請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第 11 条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。